

## 生活交通の維持に関する提言

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地域公共交通活性化策への支援の充実

- (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 住民の移動権を確保することは、住民の安心安全の実現や地域産業の活性化に必要不可欠であることから、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。

### 2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。

### 3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的な維持ができるよう恒久的な財政支援を講じること。

### 4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。

### 5. 人と環境に配慮し、地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実強化を図ること。

### 6. 過疎地等の地域住民の移動手段を確保するため、自家用自動車による有償運送制度に係る要件の緩和を図ること。

また、地域が主体となった地域交通システムが実施できるよう関係法令を改正すること。